

夢コープ清水事業所 居宅介護支援

重要事項説明書 (2025年4月改定)

夢コープは その人らしい生活の
自立支援をめざします

1. 事業者（法人）の概要

法人名	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ夢コープ		
法人所在地	〒420-0851 静岡市葵区黒金町 12-5		
電話番号	054-275-1100	FAX 番号	054-275-1133
代表者氏名	理事長 杉井 初世		
設立年月日	1999年9月21日		
ホームページアドレス	https://yumecoop.com		

2. 事業所の概要

事業所名	夢コープ清水事業所		
所在地	〒424-0842 静岡市清水区春日 2 丁目 6-29		
電話番号	054-355-1133	FAX 番号	054-355-1300
Eメールアドレス	shimizu@yumecoop.jp		
介護保険事業者番号	2274200531	指定年月日	2003年11月15日
事業の種類	居宅介護支援事業		
サービスの実施地域	静岡市		
管理者氏名	大森 節子		
介護支援専門員	3名以上	常勤 3名	非常勤 0名
営業日および営業時間	月曜日～金曜日（国民の祝日と12月29日～1月3日を除く） 9:00 ～ 17:00 ただし、緊急の場合には、対応いたします。		

3. 事業所の目的及び運営方針

- ① ご利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助します。
- ② 居宅介護支援の提供にあたっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って居宅サービス等が特定の種類または事業者に偏ることなく、公正中立に行います。
- ③ 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス等との連携を図り総合的なサービス提供に努めます。

4. 居宅介護支援の内容

① 居宅サービス計画の作成

- ・ 介護支援専門員がご利用者宅を訪問し、居宅サービス計画作成のための状況把握（アセスメント）を行います。その際は、ご利用者及びそのご家族に訪問の趣旨を十分に説明し、ご理解を得られるようにします。
- ・ 介護支援専門員は、在宅で生活しているご利用者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービスまたは福祉サービスを適切に利用できるよう、居宅サービス計画の原案を作成し、ご利用者及びそのご家族の同意を得ます。
- ・ 介護支援専門員は、サービス提供事業者の調整をし、居宅サービス計画を作成し、サービスの種類、内容、費用等についてご利用者及びそのご家族に説明をし、文書により同意を得ます。
- ・ ご利用者及びそのご家族は、居宅サービス計画に位置づけたサービス提供事業者について複数の事業者の紹介を求めることができます。また、それらの事業者を居宅サービス計画に位置づけた理由を求めることができます。
- ・ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図るため、訪問介護・通所介護・地域密着通所介護・福祉用具貸与のサービスについて、サービスの利用割合と同一事業者によって提供された割合を説明するよう努めます。

② サービスの実施状況の継続的な把握、評価

- ・ ご利用者の居宅を毎月訪問し、サービスの実施の把握に努めます。
- ・ ご利用者の同意や主治医、担当者等の合意等その他の条件が整った場合、オンラインでのモニタリングを行うことがあります。その場合も、2カ月に1回はご利用者の居宅を訪問致します。
- ・ ご利用者の状態について毎月再評価（モニタリング）を行い、必要に応じて計画の変更を行います。
- ・ 指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行い、ご利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行います。

③ 介護保険施設等の紹介等

- ・ 介護支援専門員は、ご利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合、又はご利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合は、それらの施設への紹介その他の便宜の提供をはかります。
- ・ 介護支援専門員は、介護保険施設から退院、退所しようとする要介護者及びそのご家族から依頼があったときは、居宅における生活に円滑に移行ができるようあらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行います。

④ 要介護認定等の協力について

- ・ 当事業所は、ご利用者の要介護認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分の変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。

⑤ 医療機関との連携

- ・ 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等からご利用者に係る情報の提

供を受けたとき、その他必要と認めるときは、ご利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他のご利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、ご利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師または薬剤師に提供します。

- ・ 介護支援専門員は、ご利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを希望している場合、その他の必要な場合には、ご利用者の同意を得て主治の医師または歯科医師の意見を求めます。その場合、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ・ 介護支援専門員は、入退院時に医療機関との連携を図り、また居宅への復帰がスムーズに行えるよう援助します。入院の際は、担当介護支援専門員の氏名と連絡先を入院先医療機関にお伝えくださるようお願いいたします。

5. サービスの向上のために

夢コープ清水事業所の居宅介護支援をご利用いただくにあたり、私達は介護支援専門員の研修を重ね、「あなたらしい生活の自立支援」が継続できるよう努力いたします。

6. 秘密保持および個人情報の保護

- ① 当事業所の職員は正当な理由がない限り、居宅介護支援によって知り得たご利用者及びそのご家族の秘密を漏らしません。
- ② 当事業者は、職員が退職後も、在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- ③ 当事業者は、ご利用者及びそのご家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において個人情報を用いません。

7. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号）に準じた対応をするともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 大森 節子
-------------	-----------

- ② 虐待防止に関する指針を整備します。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。また、新採用時には必ず研修を実施します。
- ④ 定期的に委員会を開催し、委員会の検討結果を従業者へ周知します。
- ⑤ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに関係機関へ報告します。

8. 身体拘束の禁止について

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、切迫性・非代替性・一時性の3要素を確認の上、利用者や家族に同意を得たうえで必要最小限の範囲内で行います。その場合、身体拘束を行った日時・理由および様態等を記録するものとするとともに、下記の対策を講じます。

- ① 身体拘束の禁止に関する責任者を選定しています。

身体拘束の禁止に関する責任者	管理者 大森 節子
----------------	-----------

- ② 身体拘束の禁止に関する指針を整備します。
③ 従業者に対する身体拘束禁止を啓発・普及するための研修を実施します。また、新採用時には必ず研修を実施します。
④ 定期的に委員会を開催し、委員会の検討結果を従業者へ周知します。

9. 感染症対策について

- ① 感染対策に関する指針を整備します。
② 感染対策委員会を定期的に開催し、感染症の予防・まん延防止の検討および対策について検討します。検討結果を従業者へ周知します。
③ 従業者に対する感染症の対応策に関する研修を定期的に実施します。
④ 平常時には、職員の衛生に関する意識の向上やご利用者の感染対策の向上および事業所内の衛生管理の徹底を行います。また、事業所内の連絡体制を整備します。感染症発生時には、発生状況の把握・感染拡大の防止に努め、医療機関や保健所・行政等関係機関と連携をとって対応し、適切に報告します。

10. 利用料金

① 原則として、あなたには利用料を請求しません

但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただく場合があります。

この場合、当事業所がサービス提供証明書を発行しますので、後日、保険者（市町）の窓口へ提出して払い戻しを受けて下さい。

* 静岡市は6級地であるため、1単位単価を10.42円で計算します。

(1) 基本単位数

	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援費（1）	1,086単位	1,411単位

(2) 加算単位数

初回加算	1月につき	300単位
入院時情報連携加算	(Ⅰ) 1月につき	250単位
	(Ⅱ) 1月につき	200単位
退院・退所加算 (入院または入所期間中 1回を限度に算定)	(Ⅰ) イ	450単位
	(Ⅰ) ロ	600単位
	(Ⅱ) イ	600単位
	(Ⅱ) ロ	750単位
	(Ⅲ)	900単位
通院時情報連携加算	1月につき	50単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	1月に2回を限度に	1回 200単位
ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に 2日間以上在宅の訪問を行った場合	400単位

(3) 特定事業所加算Ⅲ 323単位/1月につき

- ア. 常勤専従の主任介護支援専門員を配置していること、並びに常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。
- イ. 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催すること。
- ウ. 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- エ. 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- オ. 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。
- カ. 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。
- キ. 特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ク. 介護支援専門員一人当たり45名未満であること。
- ケ. 法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備
- コ. 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。
- サ. 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

② 交通費は無料です。

ただし、通常の事業実施地域を超えて行う指定居宅介護支援は実費をいただきます。交通費をいただく場合には、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文章に署名(記名・捺印)を受けて行います。

③ 要介護認定申請代行は無料です。

1 1. 居宅介護支援に対する苦情

- ① 当事業所の居宅介護支援に関する苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

夢コープ清水事業所

相談・苦情受付担当者	介護支援専門員
相談・苦情解決責任者	管理者 大森 節子
電話番号	054-355-1133
FAX	054-355-1300

夢コープ 本部

電話番号	054-275-1100
------	--------------

② 苦情処理の体制および手順

介護保険制度においては、サービスを提供する事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切な対応をとることが義務付けられています。「詳しい説明がない」「サービスを良くしてほしい」といった苦情や要望があるときは、まず事業者の苦情相談窓口または担当ケアマネジャー(介護支援専門員)にお伝えください。なお、事業者との間で解決できない等の場合は、市町村等の苦情相談窓口にご相談することもできます。

③ 行政機関その他苦情受付窓口

静岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課	TEL 054-253-5590
静岡市保険福祉子供局福祉部 介護保険課	TEL 054-221-1202

④ 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取り組みの状況	あり	実施日	令和7年1月
		結果の開示	あり
第三者による評価の実施状況	なし		

1 2. 事故発生時の対応

- ① ご利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、事業者は速やかに市町村およびご家族に連絡して必要な措置を講じます。
- ② 事故の原因が事業者にある場合は、所定の手続きを経て損害賠償を速やかに行います。特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープは、万が一の場合に備えて居宅介護事業者保険に加入しています。
- ③ 事故発生後は、事故の起こった原因を十分に検討し、再発防止に努めます。
- ④ 地震、台風等により注意報や警報、警戒宣言等が発せられた場合（その恐れのある場合も含みます）事業者の判断でサービスを中止させていただく場合もあります。

13. サービスの終了について

① あなたのご都合により、サービスを終了する場合

あなたのご都合により、いつでもサービスを解約できますが、次の場合は解約料をいただきます。

ア. 契約後、居宅サービス計画作成段階途中であなたの申し出により解約した場合	3,000円
イ. 市町村への居宅サービス計画の届け出終了後に解約した場合	解約料はかかりません
ウ. その他解約により、当事業者に不測の損害を生じさせる場合	アに準じた解約料

② 当事業者の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、このサービスの提供を終了させていただく場合がございます。この場合、サービスの提供終了1ヶ月前までに、文書であなたにお知らせするとともに、他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供いたします。

③ 自動終了

次の場合には、自動的にサービスを終了します。

- ア. あなたが介護保険施設に入院または入所して6か月が経過した場合
- イ. あなたの要介護認定区分が要支援または非該当(自立)と認定された場合
- ウ. あなたが亡くなった場合

④ その他

事業所は正当な理由がなく居宅介護のサービスの提供を拒否することはありません。ただし、以下の場合は居宅介護サービスを中止させていただくとともに、直ちに当該市町村へ状況報告をいたします。

- ア. 介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態等の悪化をもたらす場合
- イ. 偽りその他の不正行為のよって保険給付を受け、または受けようとした場合
- ウ. あなたによるサービス料金の支払いが2か月以上遅延し、その支払いを督促したにもかかわらず4週間以内に支払われない場合
- エ. 暴力または乱暴な言動、無理な要求などハラスメントに該当するとみなされる場合
- オ. あなた又はその家族等が、法令又は本契約に違反する行為その他著しく常識を逸脱する行為をなし、申し入れにも関わらず、改善の見込みがない場合

14. 記録の保管

ご利用者への居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。

15. その他

同意書

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地 〒424-0842 静岡市清水区春日2丁目6-29

名称 夢コープ 清水事業所

説明者 【担当介護支援専門員】

この説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者

住所

氏名

利用者は心身の状況等により署名ができないため、本人の意思を確認し、本人に代わり上記署名を行いました。

代筆者

氏名

利用者との関係 (続柄)

連絡先電話番号

別紙

《サービスの利用割合》

令和6年9月～令和7年2月のサービスの利用割合 (それぞれのサービス計画が位置付けられたプラン数/全プラン数)			
訪問介護	通所介護	地域密着型通所介護	福祉用具
34.5%	46.3%	13.3%	72.1%

令和6年9月～令和7年2月の同一事業所サービス提供割合 (サービスごとの事業所別利用回数/サービスの全利用回数)			
訪問介護	夢コープ清水事業所 65.6%	みかん介護サービス 10.4%	エムズホームヘルプ 3.7%
通所介護	デイ絆壽 セツ新屋 11.0%	元気広場 桜が丘 8.2%	きたえるーむ静岡船越 7.8%
地域密着型通所介護	介護ホームわたしのうち 25.4%	デイおひさま 15.9%	クアオルト 15.9%
福祉用具	ヤマシタ 静岡 28.4%	トマト 雅 27.3%	介護ショップ 猫の手 19.6%